加西市手話言語条例を制定

手話言語条例って、何ですか？

手話は言語

私たちが日本語を話すように、手話はろう者の言語です。

- **手話で「日常生活・社会生活」ができるようにする。**
- **手話が「使用しやすい環境」を整える。**

これらを目的に、「手話の理解・普及促進」を図るための条例です。

条例では、どんなことが決められているの？

条例では、次のことが決められています。

市民の役割 手話の理解を深める。市の施策に協力する。

事業者の役割 手話で利用しやすい「サービス・環境づくり」に努める。

市の役割 市民の理解を促進する。次の施策を推進する。

- 「手話の理解・普及」を図る施策
- 「手話で情報を得られる」機会を拡大する施策
- 「手話通訳者の確保・養成」など、意思疎通を支援する施策
- 学校教育における「手話の理解・普及啓発」
- 手話が必要な児童生徒に、手話による学習支援に努める。